

●令和4年5月1日発行 ●発行所/明治用水土地改良区 〒446-0065 愛知県安城市大東町22-16 ☎(0566)76-6241 ●責任者/杉浦正行
●ホームページ: <http://www.midorinet-meiji.jp/> ●E-mail: meijiyou sui@midorinet-meiji.jp



明治用水頭首工の耐震化対策工事

明治用水頭首工は豊田市水源町（トヨタ自動車本社から東へ1.5km）にあります。頭首工という言葉は聞き慣れませんが、一級河川矢作川から農業用水や工業用水、水道用水を取水するために造られた施設で、人体で言えば文字通り西三河地域の水に関する頭や首にあたる重要な部分となります。

現施設は昭和33年に完成しましたが、大規模地震に対する必要な耐震性を有していないため、平成26年から農林水産省が実施する国営事業「矢作川総合第二期地区」で耐震化対策工事が施工されているところです。

工事内容として、基礎杭の増設、堰の鋼板巻き立て、ゲート取替、擁壁改築などの対策が取られており令和4年5月をもって頭首工の工事が完了します。

引き続き令和4年秋から取入れ門や沈砂池への導水路の改修、水源橋の落橋防止工事などが予定されていますので、冬期農業用水の断水や交通規制など地域の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

令和4年4月1日現在の受益面積及び組合員数

市 別	安城市	豊田市	知立市	刈谷市	高浜市	碧南市	西尾市	岡崎市	その他	計
受益面積(ha)	3,055.1	268.4	341.0	608.9	166.2	256.8	147.1	495.0	—	5,338.5
組合員数(人)	6,108	704	954	1,683	595	580	653	1,235	427	12,939

令和4年度を迎えて



明治用水土地改良区 理事長 杉浦 正行

風薫るすがすがしい季節となりました。組合員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は、本土地改良区の運営並びに事業の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

昨年度から引き続き、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい感染者数が拡大し、まん延防止等重点措置また緊急事態宣言の発出により、本土地改良区でも予定しておりました研修会の中止、総代会については書面による議決権を行使するなど実施の縮小せざるを得ない状況でありました。今年は全面的な終息を願いつつコロナ禍で得た新しい取り組みを生かしてまいりたいと思っております。

さて、昨年の配水状況につきましては、春先から適時な降雨により、矢作ダム・羽布ダムともに貯水量が安定して推移しましたが、早期の梅雨入りと7月から8月にかけての記録的降雨による日照不足のためか、水稻の作況指数は、愛知県98（西三河98）と平年に比べて『やや不良』でありましたが大過なく夏季通水を終えることができました。しかしながら、令和3年産米の価格が大幅に下落し、組合員の収入減が懸念されています。国においては、米の需給バランスの安定化を図るため、過剰在庫の解消や備蓄米の運営改善のほか、米の需要を促進・拡大するための積極的な対策を実施し、関係自治体にはコロナ禍の影響を精査し、生産者の経営安定に向けた政策への取り組みと支援について、地域農業を代表する本土地改良区の役員と農業団体の方々と連携し要望してまいりたいと思っております。

また、この地域の発展と明治用水が命の水となる礎をつくった人物の一人である「岡田菊次郎」の徳を讃えた銅像は二つあり、明治用水会館敷地内で安城の発展を見つめる和服姿の銅像、もう一つは洋装姿で水源頭首工を見守り水源公園の高台の保安林に設置されていましたが、移設を余儀なくされ本年3月に水源管理所の敷地に移りました。菊次郎翁は安城村長、安城町長、愛知県議会議員を奉職し、県立農林学校（県立安城農林高校）、農事試験場、種鶏場の誘致、明治用水関係では組合会議員、初代理事長として用水を確保するため「水を使うものは自ら水をつくれ」と発し水源かん養のための山林の購入、かんがい排水施設の整備などを行い「水の神様」として称賛され、この地域の農業が日本デンマークとして発展する根底を築いた人物であり、これからも菊次郎翁が目指した思いを継承し、より高度な運営に努めてまいります。

本年度の管内事業につきましては、引き続き、国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」、県営では水利施設等保全高度化事業「明治用水西井筋地区」始め6事業6地区を実施しますが、西井筋地区につきましては名鉄など重要施設を横断する箇所を先行して施工し、大規模地震の発生による二次被害が生じないように耐震化対策と老朽化対策を行い農業用水の安定供給に努めてまいります。これら事業を実施するにあたり断水によるご不便をお掛けすることもございますがご理解をお願いいたします。

終わりに、新型コロナとの闘いを乗り越えて、安心できる日常を必ず取り戻すことを願うとともに本土地改良区の運営並びに諸事業につきましては、関係機関との連携を深めながら役職員一同鋭意努力してまいりますので、組合員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」の近況報告



東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 所長 足立 健一

明治用水土地改良区・組合員の皆様におかれましては、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。他方、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、皆様のご苦勞・ご心痛に心よりお見舞い申し上げます。また、日頃より、国営総合農地防災事業「矢作川総合第二期地区」の推進にひとかたならぬご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。明治幹線水路等の大規模地震に対する耐震化対策を目的とした本事業も平成26年度に着手してから令和4年度で9年目となります。この場をお借りし事業の近況報告をさせていただきます。

明治用水頭首工の耐震化に関しては、平成27年度後半から堰柱ケーソン基礎の補強対策工、堰柱・門柱のせん断補強対策工、各ゲートの更新等を随時行っており、令和3年度からの二期国債6期工事の土砂吐部水位調整ゲートの更新等で頭首工本体の対策は一通り完了いたします。令和4年度からは、取入水門や沈砂池等の附帯施設の耐震化を図ってまいります。

明治本流上流部に関しては、現況のフルーム型水路から2連函渠水路への改築工を進めており、令和2年度からトヨタ自動車上郷物流センター沿いの上郷工区約190m及び渡刈町から鴛鴨町にかけての家屋密集区間水路下へのバイパス水路建設工事（現在立坑構築中）に着手しました。令和3年度は同物流センター沿いと伊勢湾岸高速道路下の上郷工区約400mの工事を実施し、4年度は物流センター沿いの上郷工区約120mの工事を実施する予定です。

明治本流下流部の函渠に関しては、耐震性を高めた函渠への改築と主要道路横断部では既設函渠の中に鋼管を挿入するPIB工法による対策工を実施しています。2年度までに上流区間約720mの函渠工事及びPIB工事（国道1号、県道等横断部・明治川神社前（右岸側）、中東工区）を実施し、令和3年度は県道横断部・明治川神社（左岸側）のPIB工事と中東工区函渠構築工事を行いました。4年度は、広美橋上下流の接続部工事及び西井筋の液状化対策工を実施する予定です。

明治本流の函渠構築工事は主に秋から工業用水等の通水を確保した中での工事となり、低水管理等の用水管理面では土地改良区の皆様にはご迷惑をおかけし又ご協力を賜りましたことに感謝申し上げます。また今後の工事にあたり特に工事現場周辺の皆様方にはご不便やご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、できる限り影響のないようしっかりと工を進めてまいりますので、何卒ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。最後に、明治用水土地改良区の皆様の益々のご健勝をご祈念申し上げます。



頭首工土砂吐部耐震化対策工事実施状況 明治本流上郷工区函渠工建設状況(伊勢湾岸高速道路下) 橋梁横断部PIB工事鋼管設置状況

令和3年度総代会のご報告

通常総代会

令和4年3月10日(休)午前9時30分より明治用水会館において、令和3年度通常総代会を開催しました。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面議決権を活用し、総代90名（内書面議決75名）の出席のもと、14議案を慎重審議し、各議案とも満場一致で原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 令和3年度明治用水土地改良区一般会計収支補正予算（第2次）について
- 第2号議案 令和3年度明治用水土地改良区中井筋小水力発電事業特別会計収支補正予算について
- 第3号議案 令和3年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支補正予算について
- 第4号議案 明治用水土地改良区規約の一部変更について
- 第5号議案 明治用水土地改良区地区除外等処理規程の一部改正の承認について
- 第6号議案 令和4年度明治用水土地改良区一般会計収支予算について
- 第7号議案 令和4年度明治用水土地改良区中井筋小水力発電事業特別会計収支予算について
- 第8号議案 令和4年度明治用水土地改良区パイプライン修繕事業特別会計収支予算について
- 第9号議案 令和4年度賦課金の賦課及び徴収について
- 第10号議案 令和4年度加入金の賦課及び徴収について
- 第11号議案 令和4年度決済金について
- 第12号議案 令和4年度役員等の報酬等について
- 第13号議案 全国土地改良事業団体連合会への加入について
- 第14号議案 新規県営地域用水環境整備事業（湧水対策施設整備）鹿乗2期地区の施行について

明治用水功労者を表彰

長年にわたり、明治用水土地改良区の事業推進にご尽力いただきました方々に、愛知県土地改良事業団体連合会会長感謝状、理事長表彰状が贈られました。

受賞されました皆様方のご功績に、心から感謝申し上げます。受賞者は、次の方々です。（年数は、役員・総代などの在職年数）

愛知県土地改良事業団体連合会会長感謝状

- 杉浦真人様（21年10月） 碧南市荒居町
- 山口 実様（15年） 安城市安城町

明治用水土地改良区理事長表彰（総代）

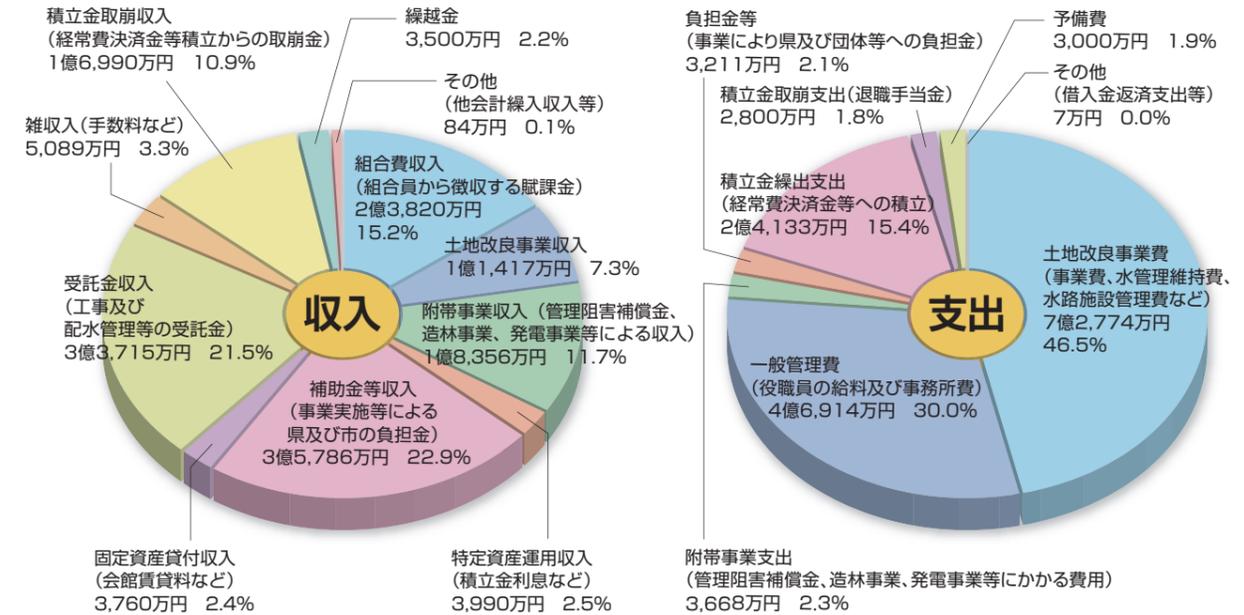
- 三浦勝治様（12年6月） 刈谷市熊野町
- 澤村 弘様（12年） 豊田市和会町
- 伊藤 博様（12年） 安城市東栄町
- 八田導英様（12年） 岡崎市暮戸町
- 鈴木貞利様（12年） 高浜市呉竹町
- 吉田 修様（12年） 西尾市法光寺町
- 中根敏明様（12年） 豊田市広美町
- 杉浦和彦様（12年） 安城市城ヶ入町

明治用水土地改良区理事長表彰（職員）（年数は勤務年数）

- 中野秀一様（25年） 工務課課長
- 織田理恵様（25年7月） 総務課地域活動係長

令和4年度予算 総額16億143万円

一般会計：15億6,507万円



特別会計：総額3,636万円

中井筋小水力発電特別会計 807万円

パイプライン修繕事業特別会計 2,829万円

令和4年度の組合費の決定

1,000㎡当たり単位：円

賦課区分	地区及び種別		経常費賦課金	特別賦課金	
				県営事業 矢作中部地区	単県事業
地積割 (1,000㎡当り)	明 治 用 水	矢作川用水 第1種地	4,300	分担金-補助金	(事業費-補助金)×0.9~0.05
		第1種地	4,300		
		第2種地	3,913		
		第3種地	3,569	受益地面積	受益地面積
組合員割	全地区1組合員		700	-	
賦課期日			令和4年4月1日	令和4年4月1日	
徴収期日			令和4年5月31日	理事長が定めた日	
徴収方法			直接及び委任徴収	直接及び委任徴収	

令和4年度の決済金の決定

1,000㎡当たり単位：円

地区	種別	決済金額
矢作川用水	第1種地	422,878
	第2種地	384,819
明 治 用 水	第1種地	422,878
	第3種地	350,989

個人情報の共同利用について

本土地改良区は、保有する組合員の個人データについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第5項第3号の規程に基づき、下記のとおり共同利用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。
なお、当該共同利用を行ってほしくない場合は、本土地改良区までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

(1) 国、都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合等との共同利用

- ①共同利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
- ②共同利用する者の範囲
農林水産省、愛知県、関係する土地改良事業団体連合会、本土地改良区の受益地に関係する各市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び土地改良区連合
- ③共同利用する者の利用目的
本土地改良区の関係する国営事業、県営事業、その他の地域農業振興のため
- ④当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

(2) 農地中間管理機構との共同利用

- ①共同利用する個人データの項目
組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、賃借地及び賦課・徴収に関する事項
- ②共同利用する者の範囲
愛知県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）
- ③共同利用する者の利用目的
土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため
- ④当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
明治用水土地改良区 個人情報管理者 事務局長

明治用水土地改良区 女性部

令和2年度に発足した第6期明治用水土地改良区女性部の活動は2年目に入りました。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの蔓延による活動の制限がありましたが、感染防止対策を徹底し活動をしました。

●通常総会

(令和3年4月8日)
令和2年度事業報告、収支決算報告書、令和3年度事業計画、収支予算について審議しました。



●上部利用施設の清掃

(令和3年12月16日)
明治用水上部利用施設である緑道（東井筋）の清掃作業を行った後、学習館にて「明治用水×SDGs展」を見学しました



明治用水土地改良区 青壮年部

令和3年度の青壮年部は、新型コロナウイルス感染症対策による活動制限を受けながらも、通常総会や技術向上研修会に加え、令和3年度より『ふれあい田んぼアート2021』の活動に参加しました。

青壮年部メンバー募集

- 青壮年部では会員を募集しています。
(以下の①～③のいずれにも該当する人)
- ①20歳～40歳代の青壮年の人
 - ②明治用水の組合員または組合員の紹介者
 - ③明治用水の事業や活動（土地改良事業、水源かん養林、地域活動）、施設などに興味があり、理解や勉強をしたい人

応募される方は、
明治用水土地改良区
総務課まで
ご連絡ください。



「水のかんきょう学習館」の活動

明治用水会館に隣接する「水のかんきょう学習館」は、大池公園敷地内に平成23年5月1日にオープンし、今年で12年目を迎えました。学習館では年間を通して様々な学習プログラムや体験プログラムを開催しています。令和3年度は、“水のかんきょう楽校”を6団体に、体験プログラムを5回実施し、明治用水の**水 農 食 環境**の学習の機会を提供しました。

水のかんきょう楽校

管内の小学生を対象に、「明治用水」開削の歴史的経緯やパイプラインなどの農業用水施設、明治用水の水を生み出している水源かん養林のはたらきについて考え、楽しく学びました。

刈谷市立東刈谷小学校



[令和3年7月6日]

安城市立二本木小学校



[令和3年11月5日]

知立市立八ツ田小学校



[令和3年11月30日]

体験プログラム

“水”“農”“食”“環境”をテーマに、明治用水の未来について考え、楽しく学びます。

花とみどりのmy花だん



[令和3年4月22日]

夏休みポスター教室



[令和3年7月22日]

ネイチャークラフト



[令和3年8月3日]

水の駅 稲刈り



[令和3年10月9日]

水のかんきょう楽校(通年)、体験プログラム(月1回)は今年度も開催します。詳細は、水のかんきょう学習館へお問い合わせください。また、明治用水ホームページにも掲載されています。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず中止させていただく場合がありますので、開催状況をホームページでご確認ください。

令和4年度の予定

5/28(土) 豆腐を作ろう!	6/4(土) 水の駅① 田植え	7/23(土) 粘土で楽しく作ってみよう!
8/3(水) ネイチャークラフト①	9/10(土) 日本の伝統文化「茶道」	10/15(土) 水の駅② 稲刈り
11/26(土) 古代米でインテリア	12/8(木) 寄せ植え	1/14(土) 水の駅③ 感謝祭
2/18(土) 陶芸を体験してみよう!	3/4(土) ネイチャークラフト②	

問い合わせ先 ☎(0566)76-6560 担当/総務課地域活動係(水のかんきょう学習館)

国営事業

総合農地防災事業

地区名	全 体		令和3年度まで			令和4年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
矢総二期	56,437,000	1式	15,735,000	1式	27.9	3,598,000	1式	H26~R11

県営事業

農業用水再編対策事業

地区名	全 体		令和3年度まで			令和4年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(m)	事業費(千円)	事業量(m)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量(m)	
中井筋	5,143,200	4,363	5,107,066	3,989	99.3	2,180	1式	H12~R5

地域用水環境整備事業

地区名	全 体		令和3年度まで			令和4年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
中井筋2期	880,000	1式	549,696	1式	62.5	100,000	1式	H25~R5



地域用水環境整備事業
中井筋2期地区 [着手前]



地域用水環境整備事業
中井筋2期地区 [完了]

水利施設等保全高度化事業

地区名	全 体		令和3年度まで			令和4年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(m)	事業費(千円)	事業量(m)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量(m)	
明治用水西井筋	4,164,000	5,507	205,998	114	4.9	215,000	560	R1~R10

経営体育成基盤整備事業

地区名	全 体		令和3年度まで			令和4年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量(ha)	事業費(千円)	事業量(ha)	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量(ha)	
矢作中部	1,042,000	114.8	735,644	94.0	70.6	156,000	15.6	H29~R5

排水施設保全対策事業

地区名	全 体		令和3年度まで			令和4年度予定		事業工期
	事業費(千円)	事業量	事業費(千円)	事業量	進捗率(%)	事業費(千円)	事業量	
安城鹿乗	578,000	1式	540,190	1式	93.5	5,000	1式	R1~R4

改良区事業

令和3年度は、団体営事業、適正化事業、単県事業、受託事業計16地区の事業と井筋・小幹流の維持管理業務を行いました。

団体営事業



原泉地区
φ900止水バンド [着手前]



原泉地区
φ900止水バンド [完了]

単県事業



鷺蔵地区
用悪水路改良工事 [着手前]



鷺蔵地区
用悪水路改良工事 [完了]

適正化事業



明治幹線地区
超音波流量計取替工事



宇頭地区
水中ポンプ更新工事

組合費の納入は口座振替が便利です

下記の金融機関から口座振替ができます。口座振替手数料は土地改良区が負担します。

取扱金融機関

- ◎愛知県内の各農協 ◎三菱UFJ銀行 ◎碧海信用金庫 ◎西尾信用金庫
- ◎岡崎信用金庫 ◎豊田信用金庫 ◎ゆうちょ銀行

※本年度口座振替依頼書を提出していただいた場合、来年度の口座振替から対象となります。

金融機関で振り込まれる方へ

- 納期限(令和4年5月31日)を過ぎますと延滞金が賦課されますので、速やかに納入をお願いします。
- 振込手数料や窓口へ備え付けの振込用紙へ記入が必要な金融機関があります。



このような時は必ず届出や申請をお願いします!!

公的機関(市、農業委員会、法務局)や農協等で手続きを行っても、土地改良区への届出や申請がなければ、土地原簿及び組合員名簿は変更されず、従来のまま組合費が賦課されますので、ご注意ください。また、地区除外申請は意見書等の交付時に、**決済金**を納付していただく必要があります。

①「組合員異動届」

- (1) 組合員の方が死亡(相続)されたとき
- (2) 組合員の方が住所などを変更したとき
- (3) 農地を売買・交換、または賃借を変更したとき
- (4) 経営移譲したとき

②「農地転用等の通知書」(地区除外申請)

- (1) 農地転用(宅地、駐車場等)するとき
- (2) 公共事業用地(道路、河川用地等)で買収されるとき
- (3) 水田を畑にするなど用水を使用しなくなるとき



決済金とは

農地転用などにより地区除外をする場合は、土地改良法(第42条第2項)により決済が義務づけられています。決済金とは、事業(維持管理を含む)に参加している受益地が、途中で止めてしまうことにより、残りの受益地への負担が過重とならないように、一括して支払っていただく金額です。(金額は5ページを参照して下さい)

※様式は、明治用水ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

《農地転用決済金は譲渡費用と認められる場合があります》

土地を売却された際に土地改良区へ納付した決済金は、一定の要件を満たせば譲渡費用として認められる場合があります。詳細については税務署に確認をお願いします。

問い合わせ先 ☎(0566)76-4920 担当/財務課

令和4年度配水計画

明治用水土地改良区における農業用水の利用については、水利権の範囲内で明治用水土地改良区利水調整規程で定める配水計画に基づき、適正に利用することとなっています。令和4年度の配水計画に基づく取水は以下のとおりです。

1. 明治用水地区

期間	夏期通水4/1~4/14	夏期通水4/15~9/30	冬期通水10/1~3/31
最大取水量	3m ³ /s	30m ³ /s	3m ³ /s

※明治用水地区の本格通水は4月15日から9月30日までです。それ以外の期間の最大取水量は3m³/sで、本格通水で使える水の10分の1です。最大取水量を超過して水を使用すると、今までどおりに水が使えなくなるおそれがあります。必ずルールに則った水利用を行ってください。なお、冬期に大豆の入水や代かき等で、広範囲に水を使用する場合は、必ず用水課へご連絡をお願いします。

2. 矢作川用水(鹿乗)地区

期間	かんがい期4/1~9/30	非かんがい期10/1~3/31
基準配水量	0~2.85m ³ /s※	配水できません

※使用できる水の量は季節や時期により異なります。

※鹿乗地区の本格通水は4月21日からです。鹿乗地区で使える水の量は、矢作川沿岸土地改良区連合により、水利権の範囲内で関係7土地改良区ごとに基準配水量が定められています。水の利用方法を誤ると水利権の取り消しにつながるおそれがあります。必ずルールに則った通水管理を行い、限られた水の有効利用にご協力をお願いします。

冬期の水使用

①届出について

明治用水地区で、冬期に農業用水を使用する方には届出をお願いしています。ただし、開水路、鹿乗地区は使用できません。届出をいただいた方には、工事や漏水事故などで、長期間断水する場合に、直接ご連絡を差し上げます。届出については用水課へお問い合わせください。

また、冬期はパイプラインの保守や施設の改良工事、突発的な漏水事故などにより断水が予想されます。施設作物や園芸などで日常的に農業用水を使用する方は、**必ず補助水源(井戸水など)を確保し、長期間の断水の備えをお願いします**。なお、**断水による作物補償はできません**のであらかじめご了承ください。

②冬期代かきについて

水稻の乾田直播栽培が増えていますが、冬期の水使用には限りがあります。管内で一斉に取水されますと急激な水位変動により、パイプラインの破損の原因となります。**冬期代かきをする場合は、必ず用水課までご連絡をお願いします**。ご連絡をいただけないまま取水されますと、漏水事故を懸念し送水を停止する場合がありますのでご了承ください。

また、パイプラインの保守や施設の改良工事は冬期に長期間断水して行います。冬期代かきを予定している地区は、11月末までに用水課までご連絡をお願いします。

初期通水時の注意事項

転作などにより給水を行わない地域のは場合は、パイプライン内部に土砂やシジミなどの貝類が詰まり、水の出が悪くなる事例が多く報告されています。このような時は、**給水栓を大きく開け土砂等を排除する操作を行ってください**。なお、この操作を行っても水の出が悪い場合は地元総代に連絡し排泥弁の操作を依頼してください。

給水栓は個人の財産

田用給水栓(写真①)や畑用給水栓(写真②)は、道路等に埋設されている農業用水管から分岐して、田や畑等に水を引き込むための給水設備です。立ち上がりから上の設備はすべて個人の財産です。水が止まらない・破損したなどで修繕を行う場合の修繕費は、原則**個人負担になります**のでご了承ください。また、トラクターやコンバインなどの農作業機械による給水設備の破損が多く発生しております。直接給水設備に当たらない場合でも、コンクリート柵を押すことで管が破損することもありますので十分注意して作業を行ってください。

なお、給水設備の修繕等を行う場合は、**必ず地元総代に連絡し制水弁の操作を依頼してください。**



田用給水栓(写真①)



畑用給水栓(写真②)

代かき作業の『濁り水』

代かきによる『濁り水』が発生しています。環境にやさしいお米作りのため、浅水、止水板などを利用して『濁り水』の流出防止に努めましょう。代かきを行うときは以下の項目に注意しましょう。

【注意事項】

- ①代かき水の流出防止のため、ほ場への入水前に畦や排水口周辺を点検し、必要に応じて補修を行いましょう。
※点検のポイント
(1) 畦が崩れていたり、穴などがあれば補修または畦塗りをを行う。
(2) 止水板を閉めたときに隙間を生じさせない。
- ②代かきは、浅水状態(土面が見える程度)で行いましょう。
- ③代かき時は止水板を高くし、トラクターの走行作業で水が排水口から流れないようにしましょう。
- ④田植えの3日以上前に代かきを行い、代かき作業後は落水しないようにしましょう。
- ⑤①から④に加え、濁り水防止用の凝集剤(塩化カリ、20kg/10a)の代かき前日散布もしくは代かき同時散布の実施に努めましょう。

(参考) 油ヶ淵の濁水防止対策のための代かき実施時に遵守すべき基準

愛知県ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/shirokaki-kijun.html>



問い合わせ先 ☎(0566)76-4923 担当/用水課

断水のお知らせ

明治用水頭首工の耐震化工事に続き、昨年度より明治本流(開水路区間)の工事が始まりました。**事業完了の令和11年度(予定)までは、関係水路を冬期に長期間・広範囲で断水します。本年度は、明治本流(開水路)から分水している各用水の断水を予定しています。**断水期間は最小限で計画しますが、工事の進捗によっては水量の制限や水圧を下げて水管理を行うため、**場所によっては水が出にくい**ことが想定されます。

また、明治用水では冬期に水路施設の維持補修や改修工事を行っておりますので、パイプライン地区ではやむなく断水することとなります。**本年度は西井筋、東井筋、米中用水、東高根用水、神楽山用水、本田用水等で断水を予定しています。**

詳細については関係総代及び冬期配水届出者の方々にご連絡いたしますが、冬期の水使用をしている方にはご迷惑をおかけすることとなります。ご理解とご協力をお願いします。

パイプライン**漏水時**にも修繕工事完了まで断水することとなります。漏水事故は突然発生しますので、施設園芸(ハウス)等、日常的に水を必要とされる方は、**必ず補助水源を確保**していただきますようお願いいたします。

【水路境界の確認について】

本土地改良区の管理する井筋、小幹流に隣接している土地の売買または造成、建物などを建築しようとする方は、あらかじめ本土地改良区及び関係者の立ち会いの上、境界を確認してから実施してください。

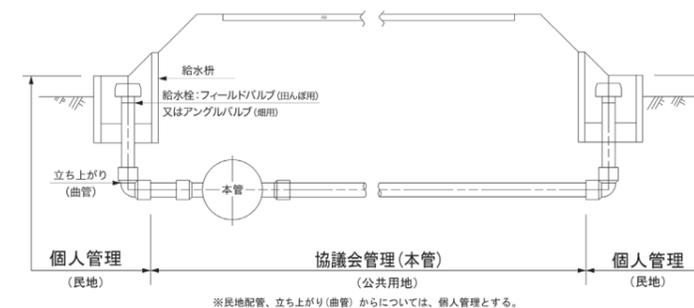


問い合わせ先 ☎(0566)76-4921 担当/工務課

明治用水パイプライン協議会からのお知らせ

近年パイプラインの漏水事故が多発し、修繕工事費が増加しております。修繕工事にあたり、明治用水土地改良区が管理する井筋・小幹流の修繕は改良区、明治用水パイプライン協議会に加入している小用水の修繕は協議会(本土地改良区に事務局)で施工しています。協議会は、加入金の運用益と関係市の助成で賄われていますが、修繕工事の増加に伴い、協議会の運営が圧迫されています。

今後老朽化した水路の更新計画や、修繕費の一部を負担していただく等検討が必要な時期を迎えています。協議会としても関係市と協議してまいります。総代・組合員の皆様につきましても、ご理解ご協力いただきますよう、お願いします。



明治用水パイプライン協議会管理区分図



漏水事故

事務局組織について

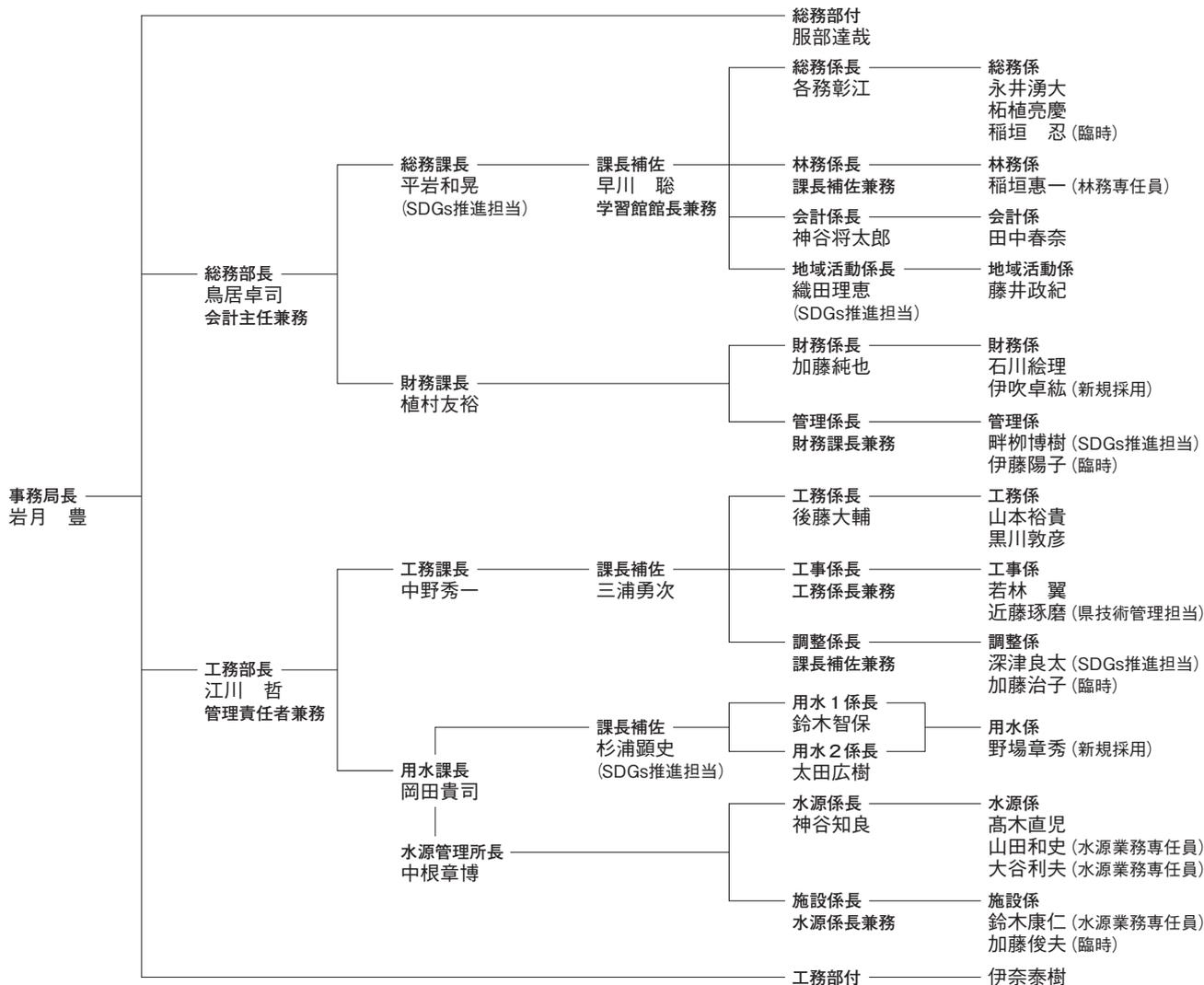


総務部	
<総務課 総務係・林務係> ☎0566-76-6241	
業務内容	組織及び財政の基本計画 文章の取受及び発送、諸行事の調整に関すること 造林事業、根羽造林事務所の管理に関すること
お知らせ	配水総代・水路総代の交代が生じた際は、速やかに届出をしてください。
<総務課 会計係> ☎0566-76-4920	
業務内容	会計に関すること
<総務課 地域活動係> ☎0566-76-6560	
業務内容	水のかんきょう学習館に関すること 啓発及び緑水協に関すること
<財務課> ☎0566-76-4920	
業務内容	組合費に関すること、決済金に関すること } P5、10参照 農地転用や耕作者異動に関すること 施設の他目的使用、管理阻害物に関すること
お知らせ	管理阻害物対象物件（住宅などの排水）が公共下水道に接続した際は、速やかにご連絡ください。

工務部	
<工務課> ☎0566-76-4921	
業務内容	改良工事に関すること 水路の漏水事故などに関すること 他事業との協議に関すること 管理水路の境界立会に関すること
<用水課> ☎0566-76-4923	
業務内容	用排水の調整に関すること 川ざらえに関すること 分水操作や水路巡視に関すること
<水源管理所> ☎0565-28-0466	
業務内容	頭首工の取水調整に関すること 水源管理所の管理に関すること

矢作川沿岸水質保全対策協議会
事務局長
本田 巧

水質保全課長
都築功憲



ホームページ・Eメールについて

水土里ネット明治用水ではホームページを開設しています。トピックスを始めとし、通水状況、ダム貯水量などの最新データがご覧いただけます。(ダムデータは夏期通水期間のみ)

<http://www.midorinet-meiji.jp/> (「明治用水」で検索が可能です)

ホームページに併せEメールアドレスもございます。簡単なご意見、ご質問はEメールでどうぞ。

meijiyousui@midorinet-meiji.jp (代表)